

第18回 貧困を考える連続市民シンポジウム

いま、最低生活費と最低賃金を問う



私たちが、健康で文化的な生活を行うためには、どのくらい費用がかかり、また、それをまかなう時給はいくらなのでしょう。今回の貧困を考える連続市民シンポジウムでは、この問題をテーマに、最先端の研究成果を学習します。

日弁連韓国最賃調査報告

堀金 博(ほりかねひろし) 弁護士

日弁連貧困問題対策本部・委員。徳島弁護士会所属。

ゲストスピーカー

中澤 秀一(なかざわしゅういち) 氏

静岡県立短期大学部社会福祉学科(社会福祉専攻)准教授。

社会政策・社会保障を専門とする。現在は、マーケット・バスケット方式による最低生計費調査から賃金・社会保障・税などの社会制度にあり方について研究を行っている。著作『これだけは必要だ!静岡県の最低生計費』(マイブックレット)



橋口 昌治(はしぐちしょうじ) 氏

立命館大学生存学研究センター客員研究員。同センターにおいて現代日本における最低賃金引き上げ運動の位置付けを研究している。

ユニオン活動、公正な社会の実現を求めるAEQUITAS(エキタス) KYOTOの活動に関わる。単著『若者の労働運動——「働かせろ」と「働かないぞ」の社会学』

日時

2018.10.12(金) 18:30~20:30

【開場は18:15】

場所

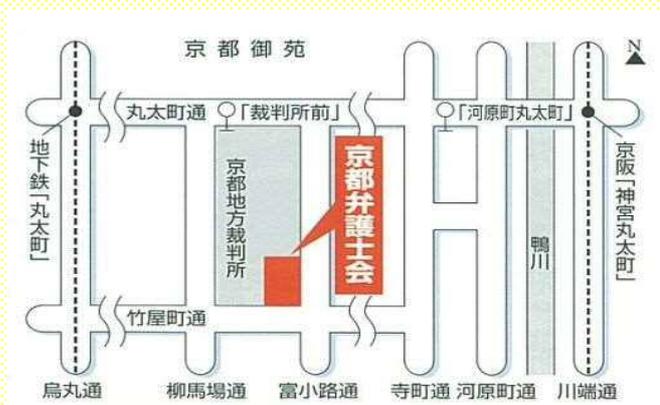
京都弁護士会館

京都市中京区富小路通丸太町下ル

※公共交通機関でお越しください。

申込
不要

入場
無料



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION

お問い合わせ 075-231-2378

住所 京都市中京区富小路通丸太町下ル

HP <https://www.kyotoben.or.jp/>

